

第2節 新規性

- 1. 総説
- 2. 規定の説明

1. 総説

■ 趣旨

1 特許権は新規な発明を公開する代償として付与されるものである。したがって、出願時点で、既に社会に公開されていた技術は、改めて公表してもなんら技術進歩に貢献せず、保護するに値しない。

2. 規定の説明

(1) 新規性の判断基準

- ① 時期的基準
 

29条1項各号はそれぞれ、「特許出願前に」と規定している。すなわち、発明の新規性有無の時期的な判断は、特許出願をした時点が基準となる。
- ② 地域的基準
 

日本国内又は外国が基準とされる（世界主義）。
- ③ 公知
 

29条1項1号の「公然知られた発明」は、「公知発明」と略される。

  - ① 公然
 

「公然」とは、秘密を脱した状態をいう。人数の多数は問わない。不特定人の否が問題である。
  - ② 知られた
 

「知られた」とは、その発明が技術的に理解されたことを意味する。「知られた」とは、発明が現実知られたことを意味するが、知られ得る状態で「該当しない」と解される（通説）。
- ④ 公用
 

29条1項2号にいう「公然実施された発明」は、「公用発明」と略される。

  - ① 公然実施された発明
 

「公然実施された発明」とは、その内容が公然知られる状況又は公然知られるおそれのある状況で実施された発明をいう。

新規性

新規性（第29条1項各号）

- 29条第1項
- ① 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
  - ② 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施された発明
  - ③ 特許出願前に日本国内又は外国において、製造された且行動に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

1 新規性を登録要件とした趣旨（なぜ新規性を登録要件として要求したのか）

特許制度は発明公開の代償として特許権を付与するものであるから、特許権が付与される発明は新規な発明でなければならない。29条1項は、このことを考慮して規定されたものである（青本参照）。

2 各号の規定

- ① 公知
- ② 公用 → 意匠にはない。
- ③ 行行動公知等

3 時期的基準

- ① 出願前 → 時分まで問題となる。
- ② この点が日を基準とする先後順と異なる。特許は新規発明公開の代償
- ③ 具体例
 

|    | A   | A   | A         |
|----|-----|-----|-----------|
| 公知 | 4/1 | 5/1 | 出願<br>5/1 |
|    |     | 9時  | 9時1分      |

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺

4 地域的基準

- ① 従来 → 1号・2号 → 自国主義  
→ 3号 → 世界主義  
∴ 1号・2号までも世界主義とすると、特許庁の審査負担が増大するから。
- ② 現在 → 全て世界主義を採用（平成10年改正）  
∴ ① 当該分野での実施化を阻害する結果となる場合があり、延いては我が国の当該分野の産業の発達を遅らせることになるから。  
③ 安易な模倣の防止  
④ インターネット等の普及によって、世界主義についても立証が容易になった。

■ 短答重要項目セレクト

- 0006 特許権の存続期間は、その期間の末日が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日）である場合には、その日の翌日をもってその期間の末日となる。【R29-特実14(3)】
- 0007 実用新案登録出願を特許出願に変更した場合の出願の変更の日は法定期間の計算の基準となることがある。【R27-13(3)】
- 0008 国と株式会社等との共同出願に係り特許の定めがなされている特許出願について特許をすべき旨の査定がなされた場合、請求により第1年から第3年までの各年分の特許料の納付期間が延長されることがあるほか、請求がなされない場合であっても、当該特許料の納付期間が延長されることがある。【R27-54(7)】

■ 短答重要項目セレクト

- 0006 × 特許権の存続期間については、手続についての期間ではないため、たとえその末日が休日であってもその日に満了する（青本33条参照）。
- 0007 ○ 変更に係る特許出願については、48条の3第1項の期間経過後であっても、出願変更の日から30日以内に限り審査請求できるため（48条の3第2項）、出願の変更の日は法定期間の基準日となる。
- 0008 ○ 甲が遠隔又は交通不便の地にある者に該当すれば、請求がなくとも特許庁長官の職権により納付期間が延長されることがある。

- 1 入門エッセンシャル講座では、まずは、パワーポイントと「エッセンシャルジュメ」で弁理士試験で扱うテーマについての概要の説明をします。趣旨や規定をしっかりと理解することで、その後学習する内容が定着しやすく、また、論文の学習にもつながる知識を修得することができます。
- 2 短答コンプリート講座の〈短答基礎編〉で使用使用する「クレストレジュメ」には、まず、そのテーマで扱う条文を掲載。その条文に照らし合わせながら、入門エッセンシャル講座で学んだ規定を再確認していきます。
- 3 試験で確認される細かい知識のところまで、具体例を交えてしっかり解説していきます。短答コンプリート講座の〈応用知識編〉では、さらに「短答アドバンステキスト（P47参照）」を使用し、逐条的に条文を追うスタイルで学習。無理のないステップアップを図っていきます。
- 4 短答重要項目セレクトでは、過去問を題材とした一問一答スタイルのテキストを使用。佐藤講師自らが本試験で問われやすい重要項目を厳選していますので、直前期の最終調整として活用してください。

※テキスト画像はサンプルです。

短答コンプリートコースをお申し込みの方は  
クラス選任チューターの無料相談サービスが受けられます!

チューター担当 LEC専任講師



**広瀬智仁** LEC専任講師  
LEC入門講座佐藤クラス出身。現在は特許事務所勤務。実務の側から、佐藤講師の右腕として教材制作や受講相談などのサポート役を務めます。お気軽にご相談ください。  
※短答コンプリートコース受講生の方は、無料でクラス専任チューターの相談サービスが受けられます。1ヶ月分の相談実施スケジュールを前月末頃にお知らせしますので、ご予約の上ご利用ください。予約方法等の詳細は渋谷駅前本校までお問い合わせください。